

Global Tax Update

英国

デロイトトーマツ税理士法人

2017年9月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. シニア アカunting オフィサーの「主たる職務」に関する判決:「合理的な措置」の明確化

英国簡易裁判所(First-tier Tribunal)は、シニア アカunting オフィサー(Senior Accounting Officer: 以下「SAO」)が非公開企業グループの財務担当役員であった2012年度および2013年度におけるSAOの主たる職務に係るペナルティにつき、上訴を認めた。英国歳入税関庁(Her Majesty's Revenue and Customs: 以下「HMRC」)は、2014年にグループのアドバイザーにより提出されたVAT申告書に関する推定純誤差額136万ポンドの修正通知を受けて、当該グループの元SAOに対して、ペナルティを課していた。簡易裁判所は、HMRCはSAOが主たる職務を果たさなかったことを証明できていないと判断したものの、「適切な税務会計の取決め」が存在しなかったことには同意した。HMRCの主張は、主たる職務の不履行が存在したと結論づけるための選択的または「テーマ別」のテストが存在しないことに依拠していた。

この判決を下す際、Falk 判事は、SAOが責任を負っていた以下のような複数の活動が、「合理的な措置」の一部であるとの見解を示した。

- 取締役会で承認された税務ポリシー
- 税務リスクレベルの記録表
- プロセスの文書化(ただし、正式な文書化は、常に要求されるというよりも、望ましいとされているものであることを追記している。)
- 適切な資格を有し、トレーニングを受けたチームメンバー
- 監査および外部アドバイザーからの助言による合理的な保証を得る
- HMRCのVAT専門家との関わり

事業の規模と複雑さ、そしてSAOがこれらの活動を行うためのリソースへのアクセスおよび管理権限について検討された。簡易裁判所は、SAOは特定の税務に関する検証を実施していなかったかもしれないが、根拠として提示されたアプローチと活動内容は事業規模に比例しており、「合理的な措置」に取り組むという点に関しては「1つの事例がすべてに当てはまるわけではない」と判断し

た。ただし、判事は、上場企業グループの財務担当役員にはより多くのことが期待されるであろうことから、上場企業については税務リスクに関連した検証が実施されていることが期待されていることを前提とすべきであると述べた。

最後に、簡易裁判所は、HMRCの本件に対するアプローチについて、特に、SAOが課されたペナルティに応じるため、企業の情報へのアクセス権を有することが合理的に見込まれる場合の、納税者に関する機密情報の取扱い等、いくつかの懸念事項を示した。本件が上級裁判所(Upper Tribunal)に上訴されるか否かは現時点では判明していない。詳細については、以下を参照のこと。

>> [BAILII.org](#)(英国およびアイルランド法律情報協会ウェブサイト(英語))

2. VAT: Temple Retail: 関連会社間のリチャージ: 上級裁判所の判決

Temple Retail Ltd("Retail")および Temple Finance Ltd("Finance")は、与信制約のある顧客に対して分割払購入契約に基づき商品を販売する PerfectHome グループのグループ会社である。すべての仮払VATが還付請求できる事業者である Retail は、グループの広告費および施設関連費用の20%を Finance(非課税事業収入によりすべての仮払VATが還付できない)に負担させた。上級裁判所(Upper Tribunal)は、より多くの費用を Finance に負担させる事により、課税売上割合方式を適用した際の結果がより厳しくなるようにすべきであったという HMRC の主張を棄却している。特に、上級裁判所は、単に PerfectHome が二社間で業務を分割していたことにより税の中立公平性(fiscal neutrality)が損なわれたという HMRC の主張を退けたものである。税の中立公平性とは、法解釈指針であり、HMRC が取引を再定義するためのものではない。納税者は、特定の方法で経営構造を構築しており、(法律の濫用がない限り) HMRC は納税者の選択を尊重すべきところである。上級裁判所は HMRC のその他の上告理由を棄却し、また、簡易裁判所が HMRC の主張につき合理的でないアプローチを取り、十分に詳細な理由を記録せず、

HMRC を Volkswagen Financial Service 凡例について間違った方向に誘導したと判断した。詳細は以下を参照のこと。

>>[GOV.UK](https://www.gov.uk) (英国政府ウェブサイト(英語、PDF))

3. VAT 免除およびプラットフォームサービス: 英国簡易裁判所の判決

英国簡易裁判所は、Blackrock Investment Management (UK) Ltd 訴訟における判決を公表した。この訴訟では Blackrock が投資ファンドの運用に利用した「Aladdin」と称する電子資産運用プラットフォームによるサービス提供が、特別投資ファンド(Special Investment Fund - SIF)の運用であり、したがって VAT 非課税として取り扱われるべき否かが争われた。英国簡易裁判所は、基本的には Aladdin のソフトウェアパッケージは、SIF の運用サービスとして VAT 非課税の取引として取り扱うことができるとした。ただし、本件に関しては Aladdin によって取り扱われるサービスすべてが SIF ではないため、VAT の対象となると判断した。英国簡易裁判所は、Aladdin は SIF の運用に特有かつ不可欠であり、Aladdin は「単一の取引 (distinct whole)」として提供されたと判断した。ポートフォリオマネジャーが運用できるポートフォリオの数は、従前は 10 件程度であったところ、Aladdin を使用することにより最大 40 件となった。さらに、Aladdin は、洗練されたパフォーマンスおよびリスク分析、複数の通貨でのキャッシュフロー管理を行うとともに、増加した法令や規制のモニタリングが可能である。すべてのタスクは、Aladdin がなければ負担が大きくなり、実行不能であったと考えられ、結果として、意思決定責任は引き続きポートフォリオマネジャーにあったものの、Aladdin は「SIF の運用」を提供したとして VAT 非課税の取引として適格であった。しかしながら、Blackrock は、SIF と非 SIF を含む複数のファンドの運用をサポートするツールとして Aladdin を使用していた。Blackrock は、米国の関連会社から受けたサービスについては SIF と非 SIF の構成単位に按分して認識されるべきで、リバースチャージは SIF の運用に関連する構成単位に適用されるべきではないが、一方で非 SIF の運用に関しては適用される(かつ還付可能である)べきであると主張した。英国簡易裁判所は、異なる VAT レートを単一のサービスに適用することは、本件には当てはまらないとして、この主張を棄却した。詳細については、以下を参照のこと。

>>[BAILII.org](https://www.bailii.org) (英国およびアイルランド法律情報協会ウェブサイト(英語))

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001